

校則改定状況（R6.9）

校則検討チーム

改定する項目	改定案	理由	結論
帽子について	・華美でないもの(色の制限は無し) ・ワンポイント、ロゴは可 ・キャップの色、柄などの制限は校則に明記する ・体育でのキャップの着用は先生から周知	・色を制限しすぎると、似たものが増えて落とした際に誰のキャップかわからなくなってしまうため、色の制限はなし。 ・ワンポイント、ロゴがついていないものは少ないため、可とする。	・提案通りキャップを可とするが、校則には載せず、暑さ対策のための特例として、暑さ対策の体育着登校可の連絡と合わせて生徒へ連絡する。
Y シャツの下に着るもの	・体育着、Tシャツ可 (着替える場所、時間は各自の判断) ・色は白、黒、紺、グレーとし、ワンポイント(体操服の名前より小さいものを基準にする)は可	・Y シャツの下に汗の掻いた体操服をずっと着ているとエアコンの風で汗が冷えて寒くなり衛生的にも悪いため	・提案通りで可とする。
制汗シート・スプレー	・制汗スプレーは使用不可 ・制汗シートは無香性か無香料のみ可	・スプレーだと、周りに広がってしまうから。 ・匂いに敏感な人がいるから。	・提案通りで可とする。ただし、臭い対策のための手立てと合わせて行う。(健康委員と連携して何か手立てをできないか?)
髪型(編み込み)	・改定なし (編み込みは不可)	・必要性があまりない ・トイレの混雑や教室で髪をいじることが心配	・提案通り、編み込みは不可のままとする。
防寒着	・ウィンブレは 部活で買っていないものでも可 ・色の指定はなしで柄がないもの ・その他の防寒着(ダウン等)は自分できちんと収納できるのであればいい	・部活と平等にするため	・ウィンドブレーカーの着用については提案通り、部活で買ったもの以外も可とする。色の指定はなしで柄がないもの。 ・「黒又は紺のコート」という現在の文言はそのまま残す。

	・体育の授業時についてに体育科で検討		・コートは登下校のみ可とし、体育の授業などでは不可。 ・今後、ダウンやフード付きなどを可とするかどうかは校則検討チームではなく、生徒指導部会が中心となり決めていく。
防寒具	・耳当てや帽子も可とする。 (耳当ては通気口があるものの方が好ましい) ・色や形、柄は華美でないもの	・手袋や帽子などの色は、派手な色でも目立たないから ・柄がついていないものは少ないから、可とする	・提案通りで可とする。
セーターでの登下校	・次年度からセーター登校を可にする方向で12月に検討 ⇒今年の体育祭後～松籟祭前を試行期間としてセーター登校を可とする	・次年度からは全学年学校指定セーターとなるため、セーターも制服とみなすことができる。 ・体温調節をしやすくするため	・今年度の施行期間も含めて不可。 【理由】衣替え期間も含めて、年間を通した服装規定について職員で話し合っ決めていく。
靴下	・長さは膝下からくるぶし下までとする。 ・カバーソックスは不可 ・部活時はそれぞれ対応	・タイツとの区別をつけるため ・体育の授業で危険がないから。	・長さは膝より下、くるぶしより上とする。 【理由】くるぶし及びアキレス腱を守る必要性を否定できないため。